

社援総発0325第1号
平成23年3月25日

各 都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について(その3)

(平成23年3月19日社援総発0319第1号通知(以下、「0319第1号通知」という。)関連)

災害救助法の運用について、以下の取扱いとすることとしたので、ご了知願いたい。
また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願ひする。

記

1. 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した各都道府県及び被災者を受け入れている各都道府県においては、既に災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)に基づく応急救助を実施していただいているところであるが、先般、避難所の設置について、0319第1号通知により「民間の旅館、ホテル等を借り上げることにより避難所として活用することも可能である」旨通知し、応急仮設住宅の供与についても、「地域の実情に応じ、民間賃貸住宅、空き家の借り上げにより設置することも差し支えない」旨を通知したところである。

この取扱いを踏まえ、被災地でない都道府県が災害救助法に基づく応援救助を実施している場合に、災害救助法が適用された市町村からの避難者のために、公営住宅等を活用して、災害救助法に基づく避難所又は応急仮設住宅を設置した場合にも、国庫負担の対象となるので、積極的に被災者の受入れに当たられたい。

なお、上に記している、民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等以外の類型の建物についても、避難所又は応急仮設住宅として活用可能なケースもありうると考えられるところ、疑義ある場合には、積極的に厚生労働省に相談されたい。

2. また、老朽化等により現在使用されていない公営住宅等について、避難所又は応急仮設住宅として使用する際の補修費用についても、応急仮設住宅の建設費用と比べて相当程度低廉な場合など、応急仮設住宅建設の代替措置として合理的理由が認められる場合は、国庫負担の対象となるので、この旨了知されたい。
3. なお、公営住宅等を避難所として利用している被災者の方が、その後、応急仮設住宅に入居することも可能であるのでこの旨了知されたい。
4. 災害救助法に基づき、避難所において行われる炊き出しその他による食品の給与については、避難所に収容された者に限らず、地域の物流やライフラインが確保されるまでは、住家に被害を受けて炊事のできない者も対象とされていることに留意願いたい。
5. 既に 0319 第1号通知で周知しているところであるが、被災地でない都道府県が被災した都道府県の要請を受け災害救助法に基づく救助を実施した場合には、被災した都道府県にその費用を求償できることに十分留意されたい。この点を踏まえ、被災地でない都道府県におかれでは、被災した都道府県との連携を密にするようお願ひしたい。
なお、市町村が直接避難者を受け入れている場合には、受け入れ市町村を管轄する都道府県を通じて、被災した都道府県に求償できることに留意されたい。